

香川県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、香川県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、法第10条の2第1項の規定に基づき、別紙に掲げる医療機関及び団体等（以下「構成員」という。）で組織し、構成員の代表者又は当該代表者が委任する者を委員とする。

- 2 協議会には、委員の互選により会長を置く。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長が事故等により不在のときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集しその議長となる。ただし、会長及び会長があらかじめ指名する者が不在の時は、香川県健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の2分の1が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 構成員は、委員が出席できない場合は、その代理の者を会議に出席させることができる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) 香川県感染症予防計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 香川県感染症予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報に関すること。
 - (3) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたとき、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関すること
 - (4) その他必要な事項に関すること
- 5 会長は、必要に応じ、協議会に臨時構成員を置くことができ、また、議事に関係ある医療機関及び団体等を出席させることができる。

(専門分科会)

第4条 協議会は、必要に応じ専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会に属すべき構成員及び臨時構成員は、会長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
- 5 専門分科会長が、事故等により不在のときは、専門分科会長が専門分科会に属する委員の中からあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、専門分科会の協議内容を踏まえ、協議するものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、香川県健康福祉部感染症対策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

別紙

香川県感染症対策連携協議会構成員

構成員	備考
香川県立中央病院	感染症指定医療機関
小豆島中央病院	感染症指定医療機関
さぬき市民病院	感染症指定医療機関
高松市立みんなの病院	感染症指定医療機関
坂出市立病院	感染症指定医療機関
三豊総合病院	感染症指定医療機関
高松赤十字病院	感染症指定医療機関
独立行政法人国立病院機構高松医療センター	感染症指定医療機関
一般社団法人香川県医師会	診療に関する学識経験者の団体
公益社団法人香川県歯科医師会	診療に関する学識経験者の団体
一般社団法人香川県薬剤師会	診療に関する学識経験者の団体
公益社団法人香川県看護協会	診療に関する学識経験者の団体
国立大学法人香川大学医学部附属病院	診療に関する学識経験者の団体
独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	診療に関する学識経験者の団体
一般社団法人日本病院会香川県支部	診療に関する学識経験者の団体
公益社団法人全日本病院協会香川県支部	診療に関する学識経験者の団体
香川県消防長会（高松市消防局）	消防機関
香川県市長会	その他の機関
香川県町村会	その他の機関
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合	その他の機関
香川県タクシー協同組合	その他の機関
香川県社会福祉協議会	その他の機関
厚生労働省広島検疫所坂出出張所（高松空港出張所）	その他の機関
高松市保健所	保健所設置市
香川県環境保健研究センター	香川県
香川県教育委員会	香川県
香川県健康福祉部	香川県
香川県小豆保健所	香川県
香川県東讃保健所	香川県
香川県中讃保健所	香川県
香川県西讃保健所	香川県

※構成員の代表者が、構成員の括弧内の団体又は機関の代表者を兼ねている。